

# 岐阜県手話サークル協議会規約

## (名 称)

第1条 本会は岐阜県手話サークル協議会と称する。

## (目 的)

第2条 本会は、手話ボランティア活動及び手話通訳活動により、聴覚障害者の情報を保障し、聴覚障害者の社会参加を促進することを目的とする。

## (事 業)

第3条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 会員の研修
- 2 地方公共団体及び関係福祉団体の実施する手話奉仕員及び手話通訳者養成事業に対する協力
- 3 地方公共団体、施設、病院、及び関係福祉団体の要請により手話ボランティア及び手話通訳者の派遣
- 4 聴覚障害者のおかれている社会的状況等の調査・研究
- 5 手話ボランティア及び手話通訳者の環境改善
- 6 その他、聴覚障害者の福祉向上に関する運動・協力

## (入会資格)

第4条 本会の目的に賛同し、加盟を申請する手話サークルがあった場合、理事会に諮り、認められた場合、入会できる。なお、会員は、聴覚障害者及び手話に関わる理解を深めるとともに、手話技術等、専門性を高めるために日頃の研修に努めなければならない。

## (事務所)

第5条 本会の事務所を岐阜市藪田南5の14の53岐阜県聴覚障害者協会内におく。

## (組 織)

第6条 本会に次の組織をおくことができる。

- 1 会員研修及び地域ケアの促進のために、ブロックをおくことができる。
- 2 加盟サークルは、本会の支部となり、支部の代表者は理事の資格を有し、理事会に出席する。
- 3 本会の目的を達成するために、必要に応じて専門部をおくことができる。

## (役 員)

第7条 本会に次の役員をおく。

会 長	1名
副会長	2名
常務理事	1名
理 事	若干名
監 事	2名

#### (役員を選任)

- 第8条 理事は各支部の代表及び学識経験者若干名とする。
- 2 会長、副会長、常務理事は理事の互選により定める。
  - 3 監事は理事以外から理事会において選任する。
  - 4 学識経験者若干名は岐阜県手話サークル協議会会長が委嘱するものとする。

#### (役員任期)

- 第9条 役員に任期は2年とし、再任を妨げない。
- 2 補欠により就任した役員は、前任者の残任期間とする。

#### (役員職務)

- 第10条 役員は次のとおりとする。
- 1 会長は会を代表し、会の業務を統轄する。
  - 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその業務を代理する。
  - 3 常務理事は、会長の命により理事会で決議する業務を処理する。
  - 4 監事は会計及び業務の執行状況を監査する。

#### (理事会)

- 第11条 理事会は理事を以て組織し、次に掲げる事項を議決する。
- 1 本会の予算決算に関する事項
  - 2 本会の業務の決定に関する事項
  - 3 規約の制定及び改廃に関する事項
  - 4 その他理事会に於いて必要と認める事項

#### (事務局)

- 第12条 本会に事務局をおく。
- 2 職員は、会長が任免する。

#### (会議)

- 第13条 理事会は会長が召集し、その議長となる。
- 2 会長は、理事の3分の1以上から会議に附議すべき事項を示して理事会の召集を請求された場合には、その請求のあった日から2週間以内にこれを召集しなければならない。
  - 3 理事会を召集する場合に於いて会長が特別必要があると認めるときは、書面を以て意見を徴しこれに代えることができる。
  - 4 理事会は理事の過半数の出席がなければその議事を開き議決することができない。
  - 5 理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項につき代理者にその権限を委任し、又、書面で議決に加わることができる。

#### (収入)

- 第14条 本会の収入は次のとおりとする。
- 1 事務分担金

- 2 補助金
- 3 寄付金、その他の収入

(予 算)

第 15 条 本会の予算は毎会計年度開始前に会長が編成し、理事会の同意がなければなら  
ない。

(決 議)

第 16 条 本会の決算は毎会計年度終了後 90 日以内に会長が作成し理事会の承認を  
得なければならない。

(会計年度)

第 17 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日を以て終わる。

(顧 問)

第 18 条 本会に顧問をおくことができる。

- 2 顧問は理事会の議決を経て会長が委嘱する。
- 3 顧問は会長の諮問に応じ、理事会に助言を与えることができる。

(規約変更)

第 19 条 この規約を変更しようとするときは、理事の 3 分の 2 以上の同意を得なければ  
ならない。

(解 散)

第 20 条 本会は理事の 4 分の 3 以上の同意を得なければ解散することができない。

- 2 本会の解散及びこれに伴う資産の処分については理事会の議決により行う。

(細 則)

第 21 条 この規約に定めるものの外必要な細則を別に定める。

付 則

- 1 この規約は昭和 49 年 10 月 28 日から施行する。
- 2 岐阜県手話奉仕団世話人会は規約発足の日を以て解消する。

付 則

この規約は昭和 55 年 5 月 18 日から施行する。

付 則

この規約は昭和 56 年 8 月 6 日から施行する。

付 則

この規約は平成 11 年 3 月 14 日から施行する。

付 則

この規約は平成 20 年 3 月 22 日から施行する。